

事例番号:280022

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 5 日

0:34 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 40 週 5 日

1:40 胎児心音異常のためクリステル胎児圧出法を 2 回実施

1:45 経膈分娩

胎児付属物所見:臍帯巻絡右上肢 1 回、過捻転あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 5 日

(2) 出生時体重:2300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 7.16、BE -8.8mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等

生後 6 日 退院

生後 6 ヶ月 頸定弱い、発達遅滞

(7) 頭部画像所見

生後 7 ヶ月 頭部 MRI:明らかな異常なし

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症の原因となる異常は認められず、原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は適確である。

2) 分娩経過

陣痛発来のため妊娠 40 週 5 日に入院、分娩終了まで分娩監視装置を装着し連続的モニタリングしたことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児の管理(全身状態の観察、黄疸に対する光線療法実施など)は適確である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

分娩監視装置記録の紙送り速度は 3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、胎児心拍数波形のより適確な判読のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨されており、今後、施設内で検討し、3cm/分に設定することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に異常がないにもかかわらず脳性麻痺となった原因不明の事例を蓄積、研究することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。